

要 請 書

宮城県議会

議長 中 村 功 殿

2013（平成25）年8月19日

仙台弁護士会会員有志

弁護士 佐 藤 由 紀 子

弁護士 草 場 裕 之

弁護士 山 田 い ず み

外108名

（別紙要請人目録記載の通り）

要請の趣旨

「中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める請願」を採択しないよう要請する。

要請の理由

第1 はじめに

本年2月26日、「新しい歴史教科書をつくる会」宮城県支部は、「中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める請願書」（以下「本件請願」という。）を貴殿に提出した。本件請願の趣旨は、宮城県教育委員会が、宮城県下市町村教育委員会が行う平成28年度使用の中学校歴史・公民教科書の採択に当たって、「比較段階評価選定資料」を作成し、その段階評価の点数によって教科書を採択するよう指導することを求めるというものである。

しかし、本件請願は、以下に述べるとおり、教育への不当な支配を宮城県議会に求めるものであって、断じて許されない。また、本件請願内容は教科書採択の中立性・公正性を欠き、さらには過去の歴史の直視と反省を踏まえ、人権軽視の思想に基づくものである。

第2 本件請願を採択することは教育への不当な支配であり、断じて許されない

- 1 教育基本法16条1項は、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき」と規定している。これは、教育が法律に基づき自主的になされるべきものであり、その自主性をゆがめるような行為は「不当な支配」として排斥されなければならないことを意味している（最高裁昭和51年5月21日大法廷判決一旭川学テ事件一参照）。
- 2 ところで、教科書の採択も教育内容に関するものであり、教基法16条の「教育」に該当する。そして、教科書採択の権限は市町村教育委員会にある以上（地教行法23条6号、教科書発行臨時措置法7条1項）、教科書採択は市町村教育委員会が自主的に行うべきものであり、それをゆがめるような行為は「不当な支配」として許されない。
- 3 本件請願についてみるに、宮城県教育委員会が本件請願記載の指導を行うことは、市町村教育委員会の自主性をゆがめるものであり、「不当な支配」にあたる。そして、宮城県議会がそのような内容の本件請願を採択することも「不当な支配」にあたる。

すなわち、教科書をどのような方法で採択するかは市町村教育委員会の自主的判断に委ねられているのであり、その方法について宮城県教育委員会が指導することは市町村教育委員会の自主性をゆがめることになる。特に、本件請願は、例えば歴史教科書において、神話や天皇などを段階評価の対象とするよう宮城県教育委員会が市町村教育委員会に指導せよと求めるものであ

り、市町村教育委員会の自主性をゆがめる介入として「不当な支配」となることは明白である。また、本件請願の添付資料も併せ考慮すれば、後記第3で指摘するように、本件請願が宮城県教育委員会をして市町村教育委員会に対し、請願者が望む特定の教科書の採択を求めるものであることは明らかであり、「不当な支配」となることは一層明白である。そして、宮城県議会がこのような請願を採択することは、議会の宮城県教育委員会及び市町村教育委員会への直接又は間接的な介入であり、「不当な支配」にあたる。

したがって、本件請願を採択することは、教育基本法16条1項に反し、断じて許されない。

第3 本件請願内容は教科書採択の中立性・公正性を欠く

- 1 子どもが自己の人格を形成し、また民主主義社会を支える一市民として成長・発達していくための学習権（憲法26条）を実質的に保障する見地から、教科書採択には中立性・公正性の確保が強く要請される。

それ故、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与等が禁止されているほか（独占禁止法2条9項）、文科省も、各都道府県教育委員会に対して、「外部からの働きかけについて状況を適正に把握し、過大な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適正な措置を講ずる」よう要請し（平成25年4月11日付け通知 25文科初第62号）、採択関係者に対しても、「教科書採択にあたって他社教科書との比較対照や他社教科書における誤謬を利用した宣伝行為に軽々に左右されないようにとの注意喚起」を行っている。

- 2 しかるに、本件請願の内容は、教科書採択の方法について「外部からの働きかけ」を求めるものであることは明らかであり、文科省の上記通知及び注意喚起の趣旨に抵触する。

すなわち、本件請願が例示している採点項目自体は恣意的であり、かつ、採点各項目について、誰が、どのような根拠に基づいて評価するのか不明確なものである。さらに、本件請願は、請願において例示している採点各項目についての段階評価を実施すれば、「各社教科書の優劣は明らか」としており、請願に添付された提出資料においては、歴史教科書、公民教科書についての各五段階評価表が添付されており、その評価は、育鵬社及び自由社発行の教科書が、高得点となっている（評価者は、資料添付の「あとがき」から西村幸祐氏と史料される）。

このような本件請願及び添付資料の内容を見れば、本件請願は、請願を提出した「新しい歴史教科書をつくる会」が編集した扶桑社版教科書の内容を引き継ぐ自由社版・育鵬社版の教科書の採択拡大を望み、同会が批判する教科書を排除することが目的として、「外部からの働きかけ」を企図するものと言わざるを得ない。

したがって、このような「新しい歴史教科書をつくる会」からの本件請願を採択することは、外部からの働きかけを制限することにより教科書採択の中立性・公正性を確保し、学習権の実質的保障を図る憲法26条の趣旨並びにそれに基づく文科省の通知及び注意喚起の趣旨に抵触する。

第4 本件請願にかかる宮城県議会文教警察委員会での議論における問題

- 1 さらに、上記請願が審議されている宮城県文教警察委員会での議論において、橋下徹大阪市長の「慰安婦」発言を擁護し、現在の歴史・公民教科書を「自虐史観」に基づくものと批判するなど、請願者と同じく特異な歴史認識を示す発言が一部委員からなされている。
- 2 しかし、従軍「慰安婦」問題については、政府は、各省庁に対する調査を行った結果得られた資料、元慰安婦の聞き取りなどの調査に基づき、1993（平成5）年8月4日「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談

話（いわゆる河野談話）」において、「慰安婦の募集」「慰安婦の移送」「慰安所の設置、管理」について日本軍の関与を認め、「多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」であるとして「歴史の教訓として直視し」「同じ過ちを決して繰り返さない」という堅い決意を表明している。

これまで、日本政府が被害女性の尊厳を回復するための十分な措置を取らず、「歴史の教訓として直視」することなく来たため、国際機関から何度も勧告を受けていることは公知の事実である。さらに、上記の橋下発言を受け、2013（平成25）年5月31日、国連拷問禁止委員会は「国政及び地方の高官や国会議員含む政治家が本件事実を公に否定し、被害者に新たな心的外傷を与え続けていること」「歴史教科書でのこの問題の記述の減少がとりわけ示すように、本条約のジェンダー的な違反を防止する効果的な教育措置が実施されていないこと」に懸念を示し、「政府当局や公人が事実を否定し、そうした否定の繰り返しによって被害者に再び心的外傷を与える企図に反論すること」などの法律上及び行政上の措置を取るよう求める勧告をしている。

- 3 宮城県議会文教警察委員会における一部委員の前記発言は、国連拷問禁止委員会の上記勧告を無視し、「歴史の教訓として直視し」「同じ過ちを決して繰り返さない」との河野談話を否定するものである。

このような一部委員の発言は、日本国憲法が定める個人の尊厳と両性の本質的平等に真っ向から反する意識に基づき、特定の教科書の採択を求めるものであり、憲法で保障されている人権を軽視する風潮をつくりあげ、人権侵害を助長するものと言わざるを得ない。

- 4 このような明らかに誤った歴史認識による議論に基づき、特定の教科書の採択を事実上求めている本件請願を採択することは、宮城県議会の見識が問われる問題であり、宮城県民として、また、法律家として、見過ごすことができない憂慮すべき事態であると考える。

第5 結論

よって、私達は、日本国憲法及び教育基本法等関係法律の趣旨を踏まえ、
要請の趣旨記載のとおり要請する。

以上